

# 第 1 号議案

令和 2 年 4 月 20 日  
任 用 給 与 課

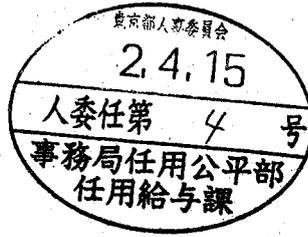
都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部改正について

東京都教育委員会より申請のあった標記の件について、適当と認め、申請（別添）のとおり承認する。

## 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

時間講師の第二種報酬の支給方法等の見直しに伴い、所要の改正を行う。

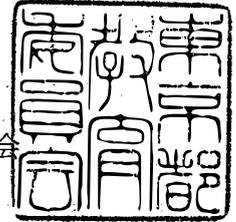
項 該 当 条 目 文	内 容
<b>報 酬</b> 第22条第1項第2号 第3項(新設) 第4項(新設)	<b>【第二種報酬の額に関する規定整備】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 給与条例の例により算出した額 → 第3項の規定により算定した額</li> <li>○ 一日当たりの額の算定方法について規定                教育委員会が別に定める月の勤務日数における通勤に要する最も低廉となる運賃等を月の勤務日数で除した額</li> <li>○ 一日当たりの限度額について2,600円と規定</li> </ul>
<b>報酬の支給方法</b> 第23条第1項 第2項	<b>【第二種報酬の支給方法の変更】</b> 支給方法を第一種報酬と同様の1月ごとの支給に変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「第一種報酬」→「報酬」</li> <li>○ 第2項(第二種報酬の支給方法)を削除</li> </ul> <b>【項ずれによる文言整備】</b> 「前二項」→「前項」
<b>施 行 期 日</b> 附則	公布の日(令和2年5月1日予定) ただし、令和2年4月1日に遡及して適用



2 教人勤第 9 号  
令和 2 年 4 月 15 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会



都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり規則を改正する必要があるため、都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和 49 年東京都条例第 30 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき承認方申請します。

記

1 改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和 49 年東京都教育委員会規則第 24 号）

2 改正の理由

時間講師の第二種報酬の算定方法及び支給方法の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため。

3 改正案文

別添のとおり

# 別添

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和二年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第二号中「時間講師の通勤の実情等を勘案して、同条の例により算出した額」を「第三項の規定により算定した額」に改め、同条に次の二項を加える。

3 時間講師に対する一日当たりの第二種報酬の額は、教育委員会が別に定める月の勤務日数（以下この項において「勤務日数」という。）における通勤に要する最も低廉となる運賃等（運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額であつて、定期券又は回数乗車券その他の定期券以外のもののうち、最も低廉となる額の総額をいう。）を勤務日数で除して算定した額とする。

4 前項の規定により算定する時間講師に対する一日当たりの第二種報酬の限度額は、教育委員会が別に定める場合を除き、二千六百円とする。

第二十三條第一項中「第一種報酬」を「報酬」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

時間講師に関する規則の規定は、令和二年四月一日から適用する。

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の都立学校等に勤務する

附 則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条から第二十一条まで（現行のとおり） （報酬）</p> <p>第二十二条（現行のとおり）</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p>二 第二種報酬 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「給与条例」という。）第十四条に規定する通勤手当に相当する額であつて、第三項の規定により算定した額</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3 時間講師に対する一日当たりの第二種報酬の額は、教育委員会が別に定める月の勤務日数（以下この項において「勤務日数」という。）における通勤に要する最も低廉となる運賃等（運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額であつて、定期券又は回数乗車券その他の定期券以外のものうち、最も低廉となる額の総額をいう。）を勤務日数で除して算定した額とする。</p> <p>4 前項の規定により算定する時間講師に対する一日当たりの第二種報酬の限度額は、教育委員会が別に定める場合を除き、二千六百円とする。</p> <p>第二十二条の二（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第二十一条まで（略） （報酬）</p> <p>第二十二条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 第二種報酬 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「給与条例」という。）第十四条に規定する通勤手当に相当する額であつて、時間講師の通勤の実情等を勘案して、同条の例により算出した額</p> <p>2（略） （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第二十二条の二（略）</p>

(報酬の支給方法)

第二十三条 報酬は、月の初日からその月の末日までの分を翌月の五日に支給する。ただし、五日が日曜日、土曜日又は休日にあたるときは、五日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日（その日が二あるときは、五日の前の日）とする。

(削除)

2| 教育委員会が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、他の支給方法によることができる。

第二十三条の二から第三十四条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第三まで (現行のとおり)

(報酬の支給方法)

第二十三条 第一種報酬は、月の初日からその月の末日までの分を翌月の五日に支給する。ただし、五日が日曜日、土曜日又は休日にあたるときは、五日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日（その日が二あるときは、五日の前の日）とする。

2| 第二種報酬の支給方法については、給与条例第十四条第二項の規定を準用する。

3| 教育委員会が特に必要と認めるときは、前二項の規定にかかわらず、他の支給方法によることができる。

第二十三条の二から第三十四条まで (略)

別表第一から別表第三まで (略)